

市税の納期限について

市税納期一覧表			
4月		※固定資産税第1期	
5月			軽自動車税全期
6月	市県民税第1期		
7月		固定資産税第2期	
8月	市県民税第2期		
9月			
10月	市県民税第3期		
11月			
12月		固定資産税第3期	
1月	市県民税第4期		
2月		固定資産税第4期	
3月			

※固定資産税第1期納期は評価替え等により5月となる場合があります。

税金の前納について

みなさんに納めていただく市税には、納期前納付の報奨金制度があります。
この制度は、納税通知書に記載されている税額のうちまだ納期がきていない税金を1期分と一緒に納めた場合、その納付額の0.5/100(1つの納期に係る税額は30万円を限度とします。)に、その納期までの月数をかけた額を報奨金として納税者に交付するものです。
ただし、その額が100円未満である場合はこれを交付されません。

納期限までに納付がないと…

納期限までに納付されない場合は、下記の金額が加算されます。

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に年14.6%（納期限の翌日から1カ月を経過する日までについては、年7.3%※1）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収します。
ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満のときは切り捨てとなります。

※1…当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合。

督促手数料

定められた納期限までに納付がないと、督促状が発送されます（納期限の翌日から50日以内）。
また、督促状が発せられた日の翌日から100円の督促手数料が徴収されます。
滞納が続くと、税負担の公平を保つことなどから、やむを得ず財産の差押えをする場合があります。（差し押えする財産は不動産、給料、預貯金、電話加入権等です）納付が困難な時（例えば、災害や病気、そのほか特別な事情がある場合）は納税課へご相談ください。

5月2日(月) は固定資産税第1期および全期の納期限です。
お忘れのないように納めてください。